

**家屋の新築（増築）・取り壊し・所有者の変更などはありませんか？**

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の現況に基づいて課税されます。住宅や店舗などの建物だけでなく、物置や車庫なども、①土地への定着性、②外気断定性、③用途性の3つの要件を満たせば課税の対象となります。次の場合は、左記までご連絡ください。

**●新築・増築した**

担当職員が各戸を訪問し、家屋調査をさせていただきます。

**●家屋を取り壊した**

次年度から課税されないよう、現地を確認します。

**●未登記の家屋の売買や相続・贈与などをした**

「未登記家屋の所有者変更届」を左記まで提出してください。

**問 税務課 本2階**

TEL 0287(23)8864

**固定資産税償却資産の申告**

償却資産とは、会社や個人で工場や商店、アパートなどを経営している方が事業のた

めに所有している事業用資産です。償却資産をお持ちの方は、令和5年1月1日現在の資産の状況について1月31日④までに申告してください。

**●申告対象の主な償却資産**

①構築物（舗装路面、フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など）

②機械及び装置（旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置、太陽光発電設備など）

③車両及び運搬具（貨車、客車、大型特殊自動車など）

④工具、器具、備品（パソコン、医療機器、測定工具、机、椅子など）

**●申告対象外の償却資産**

①耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる小額償却資産）

②取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）

③法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産

で取得価額が20万円未満のもの

④自動車税および軽自動車税の対象となるもの

⑤無形減価償却資産（特許権、漁業権など）

※①・②の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

**問 税務課 本2階**

TEL 0287(23)8864

**もうすぐ65歳、75歳になる方へ**

介護保険料、後期高齢者医療保険料は、年金天引き（特別徴収）が始まるまでは、納付書（普通徴収）で納めることとなります。納め忘れを防ぐために、口座振替（自動払込）のお手続きをすると、登録完了後は指定の預貯金口座から自動で納期限日に振替納付されるため大変便利です。

65歳、75歳到達前に口座振替の申し込みをしておくこと、初回から振替を開始することができます。

**●申込先：**足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、白河

信用金庫、烏山信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、ゆうちょ銀行

**●必要書類**

・保険料額通知書  
・口座振替をする預貯金通帳  
・通帳届出印

**●申込方法：**窓口備え付けの「大田原市公金口座振替依頼書兼解約届（自動払込利用申込書兼廃止届書）」に必要事項を記入し、届出印を押し、各金融機関に提出

※申し込みから振替開始まで40〜50日程度かかります。

**●その他口座振替ができる税金など：**▼市県民税▼固定資産税・都市計画税▼軽自動車税（種別割）▼国民健康保険税

**【口座振替に関すること】**

**問 税務課 本2階**

TEL 0287(23)8639

**【介護保険料の賦課に関すること】**

**問 高齢者幸福課 本3階**

TEL 0287(23)8678

**【後期高齢者医療保険料の賦課に関すること】**

**問 国保年金課 本2階**

TEL 0287(23)1120

くらし



**大田原市「くらしのガイドブック」を発行します**

市では、行政情報、地域・生活情報および広告で構成する、新たな「くらしのガイドブック」の発行を、令和5年3月に予定しており、本市への転入者および行政区全世帯の配布を令和5年4月に予定しています。

この冊子は、市と株式会社サイネックスの官民協働事業により発行し、発行費用は地元企業などの広告収入でまかなわれます。

ガイドブックの作成にあたり、11月から12月にかけて株式会社サイネックスの担当者、市内の事業所などを訪問し、広告主を募集していますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

**【ガイドブックに関すること】**

**問 政策推進課 本6階**

TEL 0287(23)8793

**【広告に関すること】**

問 株式会社サイネックス 栃木支店

TEL 028(632)9711

**本** 本庁舎

**湯** 湯津上庁舎

**黒** 黒羽庁舎

**体** 県立県北体育館

**【コミュニティ助成事業（宝くじの助成金）で整備しました】**

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報活動としてコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力ある地域づくりに対して助成を行っています。この事業を活用して、次の団体がコミュニティ活動備品を整備しました。



**【富士見ハイツ自治会】**

・太鼓およびイベント実施にかかる備品

**【赤堀西自主防災会】**

・防災資機材  
※整備した備品や機材は、地区の行事や防災の備えに活用されます。



整備された災害用トイレ

**【問】政策推進課**

**本** 6階

TEL 0287(23)8793

**【問】危機管理課**

**本** 3階

TEL 0287(23)1115

**アライグマにご注意ください**

湯津上地区において、アライグマが捕獲されました。アライグマは外来生物法で特定外来生物に指定されており、国内のさまざまな場所です。アライグマを発見しても絶対に餌を与えないでください。

**●アライグマの生態**

▼身体的特徴：成獣で全長は約1m。体重は約5kg。目の周辺を覆う黒い部分と縞模様の尾があります。▼行動：木登りが得意で、神社仏閣や住宅・倉庫の屋根裏などを休息場所としています。▼食べ物：雑食性で、特に甘いものを好みます。

**●被害対策**

- ① ペットのエサや家庭菜園など野菜の食べ残し、未収穫の果樹を放置しない。
- ② 休息地をつくらせない。
- ③ 農地への侵入を防ぐ。

**●被害が止まらない場合**

農作物や生活環境に被害がある場合は、自己所有地内

であれば市の許可を受けたうえで捕獲することができます。箱罍の貸し出しを行っていますので、被害が止まらず捕獲を行う場合は、左記にご相談ください。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

**【問】農林整備課**

**本** 4階

TEL 0287(23)8813

**野鳥における鳥インフルエンザウイルスについて**

鳥インフルエンザは、通常野鳥との接し方では人に感染しないと考えられています。が、次の点にご注意ください。

**【野鳥に餌を与えないでください】**

野鳥に餌を与えると多数集まり、鳥インフルエンザが拡大する恐れがあります。絶対に餌を与えないでください。

**【死亡した野鳥を見つけたら】**

死亡した野鳥は素手で触らないでください。野生動物はさまざまな雑菌類を保有していることがあります。死亡した野鳥を発見した場合は左記へご連絡ください。

**【問】栃木県北環境森林事務所**  
TEL 0287(23)6363

**【問】農林整備課**

**本** 4階

TEL 0287(23)8813

**【死亡した犬や猫を見つけたら】**

道路や市の管理地で死亡した犬や猫を見つけた場合は、左記へご連絡ください。個人所有地の場合は、所有者または土地の管理者が処理してください。

**【問】生活環境課**

**本** 2階

TEL 0287(23)8706

**大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例(案)パブリックコメント募集**

「大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例」の制定に向けて広く市民の皆さまから意見を募集しています。

**●意見募集期間**：11月21日⑧～12月20日⑩

**●意見を提出できる方**：①市内在住、在勤または在学中の方 ②市内に事務所や事業所を有する方 ③市に納税義務のある方 ④本条例案に利害関係のある方

**●提出方法**：郵送、FAX、メール、窓口のいずれか

※詳細は市ホームページをご覧ください。

**【問】健康政策課**

**本** 3階

TEL 0287(23)7601

FAX 0287(23)7632

✉ kenkou@city.ohawara.tochigi.jp

〒324-8641 大田原市本町1丁目4番1号

**大田原市地域女性活躍推進事業「ZOOMの研修会」参加者募集**

これからZOOMを使ってみたい方のための研修会です。

●日時：1月28日⑤午後1時30分～3時

●場所：カフェ&レンタルスペース as・アズ・(中央1-17-14)

●講師：長谷川光紀氏

●対象者：市内在住、在勤、通学している女性

●定員：10名(先着順)

●費用：無料

●持ち物：スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれか。

●申込方法：12月15日⑥～1月20日⑩に左記へ電話で申し込み

**【問】政策推進課**

**本** 6階

TEL 0287(23)8715